

## 6. 水道直結式スプリンクラー設備の取扱基準

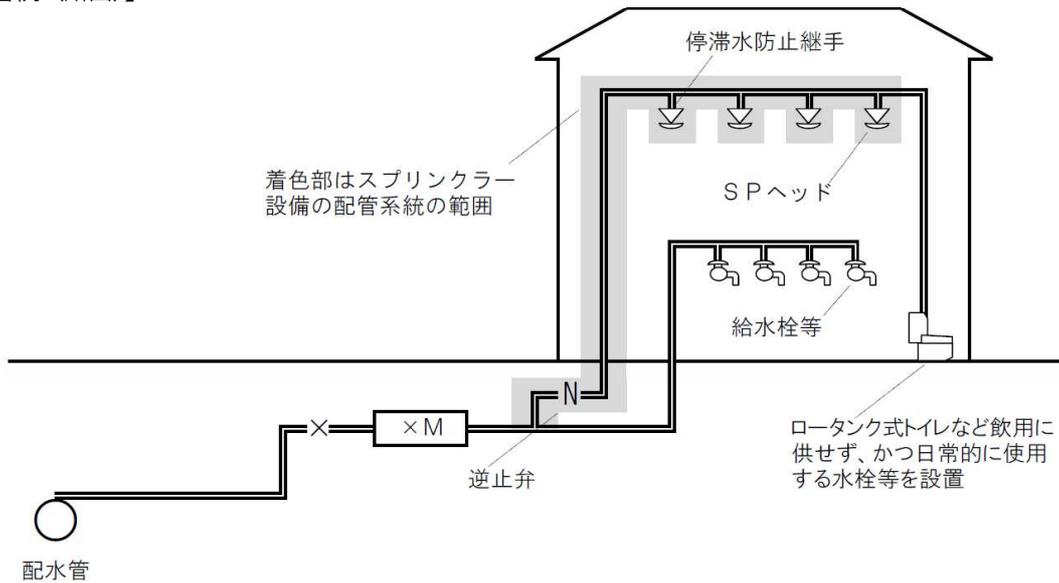
※ 小規模社会福祉施設での設置を想定したもの。

※ ここに記載のない事項については、消防法等の関係法令に則り取り扱うこと。

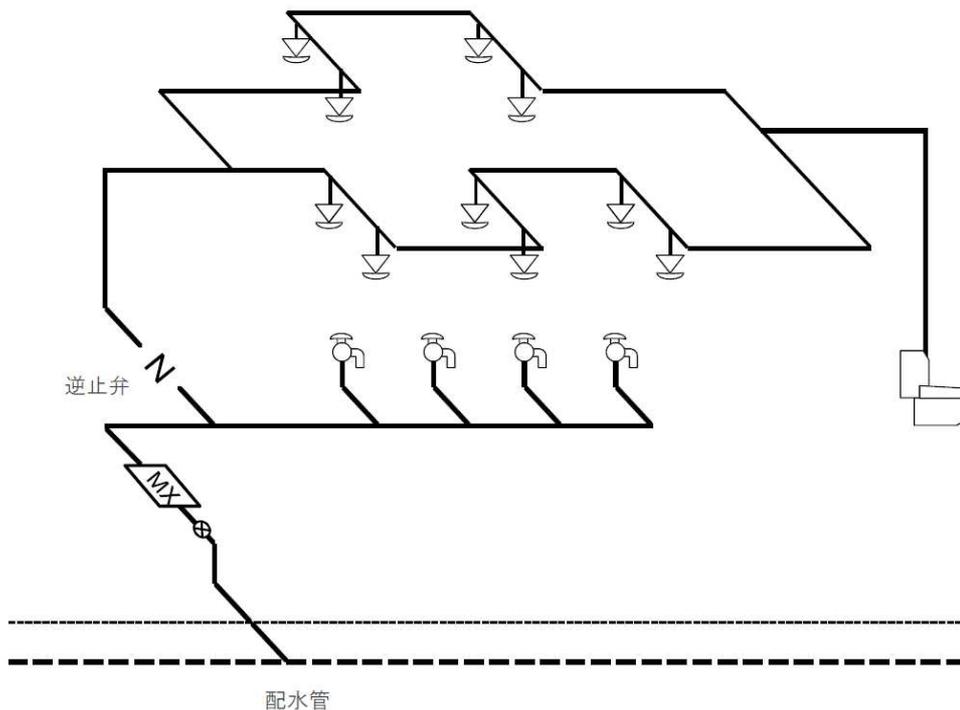
### (1) 概要

- ① 消防法では小規模社会福祉施設へのスプリンクラー設備の設置を義務付けている。
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち給水装置に直結する範囲に設置される「水道直結式スプリンクラー設備」は、水道法の適用を受ける。
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備としては次のようなものが想定される。

#### 【配管例（断面）】



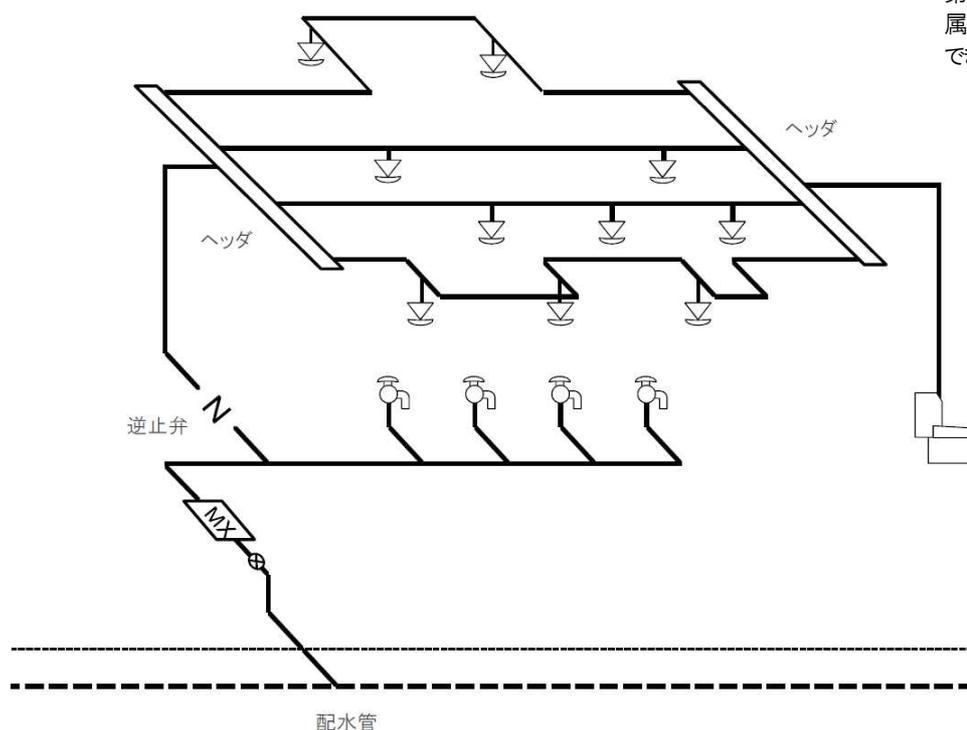
#### 【配管例（立面）】



停滞水を生じないようループ配管としつつ、SPヘッドまでの距離を短くする。

【配管例（立面・ヘッダ使用）】

ヘッダを使用する場合は第1ヘッダの下流部に付属するSPヘッドの個数をできるだけ同数とする。



(2) 調査

工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の設置場所付近の配水管の布設状況をはじめ、当指針第3章に定める事項について設計前に十分調査確認を行うこと。

(3) 条件

- ① 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、工事事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うこと。
- ② 配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算や用具の選定等は消防設備士が行うこと。
- ③ 配水管の給水能力の範囲内で、同設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものとする。なお、水理計算に用いる設計水圧は原則として0.2MPaとするが、必要により設置場所付近にて72時間以上の長さで計器実測し、配水管の最小動水圧を把握すること。
- ④ スプリンクラーヘッドは下表の放水量・放水圧力を確保すること。  
(下段は、火災予防上支障があると認められる場合)

ヘッド各栓の放水量	最大4個同時開放を想定した放水量	放水圧力
15 L/分以上 (30 L/分以上)	60 L/分以上 (120 L/分以上)	0.02MPa 以上 (0.05MPa 以上)

- ⑤ 設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定すること。
- ⑥ 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- ⑦ 停滞水、及び停滞空氣の発生しない構造とすること。例として、前ページに図示したように配管末端にロータリ式トイレなど飲用に供せず、かつ日常的に使用する水栓等を設置すること。
- ⑧ 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。
- ⑨ 凍結防止のための水抜き栓等を設ける場合は、正常に作動するよう設置すること。

- ⑩ 申込者が下記（４）誓約事項を承諾のうえ記名・押印した「水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書」を提出すること。

（４）誓約事項

下記事項についての申込者の誓約を必要とする。

- ① 水道直結式スプリンクラー設備の仕様等を十分に理解、承諾のうえ、使用に応じて適切な維持管理を行います。また、申込者以外の使用者に対しても同設備の仕様等を十分説明する。
- ② 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じて、管理者（水道局）へは一切責任を問わない。
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における誤作動、及び火災時の作動不良が生じて、管理者（水道局）へは一切責任を問わない。
- ④ 水道直結式スプリンクラー設備の設置、及び使用に起因して生じた諸問題は、申込者が責任を持って解決し、管理者（水道局）へは一切迷惑をかけない。
- ⑤ 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には、上記①～④の条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
- ⑥ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者に変更が生じた場合は、責任を持って引き継ぎを行い、前項までの事項を譲受人に熟知させる。

（５）給水装置工事を申込み際に提出が必要な書類

- ① 配管、及びスプリンクラー設備の平面図・同立面図・水理計算書
- ② スプリンクラー設備の規格・仕様書
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書

（６）その他

- ① 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項や連絡先を見やすいところに表示すること。
- ② 同設備の所有者、または使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、同設備を施工した工事事業者に連絡すること。
- ③ 同設備の所有者、または使用者は、設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握すること。

（７）事務フロー

※次ページのとおり

事務フロー

